

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月22日(水) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

| | |
|----|-------|
| 委員 | 草刈弘幸 |
| | 上山光重 |
| | 神原秀吾 |
| | 萩原眞壽雄 |
| | 井上誠 |
| | 高木宣美 |
| | 小椋義宣 |
| | 春名義昭 |
| | 春名昌美 |
| | 青木英隆 |
| | 新田 茂 |
| | 野々上良弘 |

4. 議事日程

議案 第1号 基盤強化法第19条 利用権(賃借権)の設定について(再設定)
報告事項第1号 農地法第3条の3について

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 上山 隆浩 |
| 事務員 | 豊福 靖宏 |
| 事務員 | 藤川 達也 |

事務局長

それでは、8月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。
それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんばんは。田んぼの方も色づいてきて稲刈りの方も始まっているところもあるみあたいですね。この前は災害の現地視察と言う事で各地区を回らせてもらいました。皆さんご苦労様でした。また明日は台風20号がきてますが、これからも災害の様子がどのようになるか!心配なところがありますが、田んぼの方が忙しくなってきます。ケガの無いように事故の無いようによろしく申し上げます。それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局の方から議題に入らせて頂きます。よろしく申し上げます。

事務局

議案第1号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る
利用権の再設定についてです。

4ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西粟倉村 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 美作市 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

| | | | | |
|-----------------|------|---|----|---------------------------|
| 大字長尾 [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字長尾 [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字長尾 [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字長尾 [REDACTED] | 現況地目 | 畑 | 面積 | [REDACTED] m ² |

作付けの内容は水稻です。

契約期間は、平成30年7月10日～平成35年7月9日までの5年間です。

借賃は物納で、賃貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

会長

野々上さん

委員

はい、これこの前に再設定になります。よろしくお願ひします。

委員

これ畑になつとる所が田んぼをつくるんかな。

委員

27番が。

委員

[REDACTED]さん所の家の前。

委員

前の [REDACTED] の前の家。

委員

[REDACTED]さん所の前か。

委員

いや、裏じゃ。

委員

前から田んぼしよったな。

委員

これとは関係無いんじゃないけど、 さんの家の裏の23番地ここは の事務所や倉庫がたつとるところじゃない。

委員

なんにもしてない。

委員

田んぼじゃで。

委員

これ前も問題になった。

委員

これらも変える話してもらわな。

委員

これは変えてない。前にだいぶん昔じゃけど話しが出案件あったとおもうけど、農業委員会がしても、転用がされてなかったら、そのまま残ってるんですよ。

委員

事務がおこたつとるってことじゃないか。

委員

宅地になつとる。

委員

けの所が家がたつた。その横に畑があって、ふたてになつとるって事になったんじゃない。それについては、今日の案件とは違いますけど、その辺もう一度、パトロールもあるんで上げてみて下さい。

委員

畑の地目の所に田んぼしてもええんかって事じゃ。

会長

宅地でもしよるところがあったので、それについてはまた。その他のこの4件についてはよろしいですかね。その他の指摘されたところをして行きましょう。

事務局

5ページおよび6ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

報告事項第1号

農地法第3条の3の規定による届出についてです。7ページからご覧下さい。

相続人 鳥取県八頭郡智頭町 [redacted] 氏
および 兵庫県神戸市 [redacted] 氏

土地の所在は8ページに記載しております。

| | | | | | |
|------|------------|------|---|----|--------------------------|
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 畑 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 畑 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 畑 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 畑 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |
| 大字大茅 | [redacted] | 登記地目 | 田 | 面積 | [redacted]m ² |

7ページ から 22ページが届出書類、23～28ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあつせん希望はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

上山さん

委員

[redacted]さんところこの前手続きがすみまして、[redacted]さんってのが[redacted]さんですね、[redacted]って人が[redacted]でして、それが相続されました。そう問題はないと思いますが。

委員

これ7ページと9ページが[redacted]さんと[redacted]さんになつとるんじゃけど！

委員

7ページが[redacted]さん9ページが[redacted]さんになつとる。打ち間違えか。

事務局

打ち間違えかとおもわれます。申し訳ございません。

委員

この遺産分割協議書の所にメモってあるのはちがう。

委員

公文書の届出するのに、問題あるな。

委員

届出書を変えてもらわんと。

事務局

捨て印がありますので。

委員

会長さっきの1/2の話しなんですが。

事務局

1/2にしたものは、共同体で別々の経営体なんですけど共有名義の物は一緒に耕作するという形なんですけど、ただ、実態としては難しいという事になってます。ただ転用等するにあたっては、双方の合意が必要です。

委員

ちゃんと地目わけたらええのにな。

委員

まーなんかあったら二人が合意すればええことなんで、ちょっと疑問がある。それと

委員

農業用倉庫で抱えておられるんじゃないでしょうか。

事務局

農業倉庫なら別に問題無いです。

委員

届出だけか。

事務局

そうですね。200㎡以内であれば。ちょっと確認してみないとわからないのでみます。だいぶん前からなので。

会長

一応相続の関係なので、まーこういうことがあった時にはいろんな問題がありますが、来にくいような提出がありますが、こちらも勉強してみます。皆さんの方から何かありますか？無ければ次へ。

事務局

皆さまのお手元にあるの農地転用についてというのがホッチキス止めがあると思いますがご確認下さい。こちらについてですが、農地の転用がなされないままにコンクリートの構造物がたたれまして、墓地らしきものがある件でございます。読み上げをさせていただきます。～読み上げ～

ちょうど災害の状況、研修といいますか見て回った時にそう言う状態をみたのですが、本人がもっと！ちゃんと手続きを踏んで、最終的にこの4項目のこれに対応して行くということで進めていくということです。これからも、われわれでいろいろと対応して行くということで！よろしくお願いします。

現在、[REDACTED]をとおして進められているのですが、青線の確定が出来ないので登記が出来ない状態です。それ以降の書類の申請が出てこないのに止まっているのに墓地が進んでしまったという事です。

委員

ちゃんと手続きしたら進められるのにな。

委員

その辺の見解が。

委員

水路幅が狭いか。

事務局

担当課ではないのでわかんないんですが、擁壁が水路に広がってしまたと言う事で水路が狭くなってしまった。

委員

コンクリートでおおってしまったっていうことなんじゃな。

委員

そうです。擁壁が水路に入ってしまった。ということです。

委員

そもそも墓地の申請はどとったんか。

委員

出てないんじゃ。

委員

なんにも出てない。

事務局

出せないでなんにも申請がないです。僕らは手続きを取られているという認識はあったんです。[REDACTED]さんが来られたりしてたんで、ただ、青線の所でとまるとは思ってなかったです。

委員

それができんと次々行けないのか。

事務局

行けないです。

委員

3ヶ月って期限があるんで、進めてもらわないと。

事務局

その、青線のことについては、総務企画課が進めてますので、それを待ってます。

委員

これ全部■■■■さんがしょんか。

委員

お墓だけじゃな。

委員

それについては■■■■じゃな。

委員

水路にコンクリしたらいけんってのはわからんのんかな。

会長

この件については、現地も見てますので、一応そういうことで進めて行きます。事務局も、委員会もよろしくお願いします。

事務局

よくわからないんですけど、墓地というより、陵なんだろうか、どちらにしてもって事なので。

委員

あほみたいな話しじゃな、申請無しで。勝手に墓地をして、■■■■さんや■■■■さんに迷惑がかかるがんな。

委員

そう言う事なんじゃ。

事務局

私の記憶上初めてなんですけど、施工業者さんも農地法上施工設備が発生しますので。

委員

そりゃー知らずにやった。すまん。

委員

頼まれたらするはな。

会長

まーそのへんは確認してやってくださいねって感じですね。

委員

普通はちゃんとした墓地しようけど。

委員

それぐらい商売人じゃではないけんしな。

委員

今回は墓地を兼ねてじゃけど転用せずに今後ありえるでな。こういうことがあるでな。よっぽど農業委員さんが目をひかせておかんとな。

事務局

私どもも墓地の土台の基礎のところってのは、前に出来てたんですよね。こちらも農地だという認識がなかったんです。

委員

ぜんぜんわからなんだ。

事務局

そのときにはなんとも思わなかったんですが、さっき言いました[REDACTED]さんが墓地の申請とかされたので、その時にみたら、地目をみていたら、畑だとわかってあわてて手続きを進めていたら、今度は青線でひっかかったんです。で、手続きが出来てないのに墓地の業者さんが墓を動かしているのが見えたのでそこで始めて気がつく状態だったので、なかなか細かいところがあるんですが。

委員

これ地区の人で青線なんか関係する人がでてくるわけじゃろ。

事務局

そうです。

委員

そう言う指摘とか苦情は上がってこんのか。

事務局

もうほとんどが敷地内に隠れてますので。

委員

そうじゃけど、これかなりの基礎じゃで。

委員

実際の水路は用事が無くなってる水路なんで、誰も何も言わないんです。実際誰も困らない水路なんで。

委員

わからんのんかな。水路の青線、赤線なんて。

委員

いけいけでいっとんじゃわ。

委員

なんかおかしいな、そんな書類があるんじゃないか。

委員

そりゃーここまでしてくれーいうたら、そこまでとか。

委員

業者じゃでな。

委員

自分所の水路じゃ言うたらそうなる。

委員

ほんまにちょびっと控えるだけなんじゃけどな。仏さんがかわいそうな。

事務局

それともう一つ墓地の場所なんですけど 100メートル範囲の住んで居る方の同意がいるんですけど、それも確認出来ていない。

委員

墓地は昔と違って納骨するだけみたいになっとるけど、昔の様に土葬はないからおおめに見られてはいるけど、その法令的に決まった事はあるので、手続き的にはちゃんどせな
いけんでな。

委員

無許可だと何もできんでな。

委員

今回はいろいろとかさなったな。

委員

言われてみたら、昔子供の頃畑があったかなーって思うぐらい。

委員

そりゃー昔の話じゃわ。もう、家を建てた時点でさかえがわからんようになっとるで
な。

委員

あそこには元々物置が置いてあった。

委員

プレハブな。

委員

現況が確認出来ない。

委員

ほんに帰ってみたら！駐車所になつとんたんじゃ。

事務局

とりあえず、農業委員会としてはこの手続きをとらせていただいています。

会長

そういうことでみなさんよろしくお願ひします。他にその他で何かありますか。

委員

ほんなら 1 つ。農地パトロールについて、文句言いたいのは前回のパトロールで引谷はいろんな所に網されとったりして、今回も全箇所回ったんじゃけど、道から見える所はしれとるけど、ほとんどが山の中からなにかから歩いて見たんじゃ。以前出した図面や田んぼも水も分けて書いておるんじゃけどそれも全然また書いて下さい書いて下さい。いうと何回も。大茅や引谷別途費用を出します。ならええんじゃけど！これ 1 日じゃよ一回らんで。何日も回ってる。8 時間じゃ無理じゃわ。そりゃ一書きながらじゃし、前のやつみて、ここはもう一回ここだけは見て下さい、ならわかるけど。

委員

打ち込みがまだ出来てないかな。

委員

じゃで、同じことじゃでせんでもええが。

事務局

農地パトロールは毎年なんです。去年見たところは見なくてもいいって事にはならないんです。

委員

それは役場の人がみとんじゃで、それを図面に書いてくれたらええんじゃな一いか。

事務局

えーつとこの後遊休農地そういった通知をだすんですね。農地法 32 条をしないといけないので、チョックとされているところで問題があるところは、担当者が見て、確認をした上で通知を出す作業になるんですけど！農地パトロール農業委員さんのデータに基づいてやっていますので。

委員

ホンマ原野ってすごい所にはいっていくんじゃでな。

委員

その答えを事務局から言うのをその地区の委員さんにここに対応しました、つてのがほんと、ここはおかしんじゃないか。ここは農地とはいえん、原野になつとるでとだしとるけどその後どうなったかわからん。

委員

原野化しとっても、登記せなんたら、そのままになつとる、結局そこをどう突き詰めて

いくかなんじゃけど、これからの課題なんですけど、実際に全部だして、事務局がして行く。これしてください。あれして下さい。言うっても何もしてなかったら、また 1 年後同じことが残るでな！そこが。

委員

事務局からどういうものが行ってるか！わかるよな！

委員

そこら辺の連絡のしあいつてのはいるんだろうけど。

委員

でも確実に原野じゃけん、遊休農地も何にもできんがん、山林化してしもうとるけん。

委員

結局は持ち主に。

委員

図面上でこれは出来んいうてしてもらわんと。

委員

原野としても申請してくれい。

委員

色分けで図面をもろうとんじゃけどそこにもう一つの確認をしてもろうて、遊休農地どころじゃないんじゃけん！そういう色分けは必要かもわからん。

委員

そりゃそうじゃ！

委員

実際どがいどせい言われても本人 90 歳になってなにもできんで。30 代でもようせんは。

委員

所有者がずーっと前のだったら、すぐにできんしな。

委員

山林なのに！いまだに田んぼでのっとな！

委員

それもある。それは本人の登記をしてないのじゃで、僕らもある。登記上は田んぼでそういうのはある。

委員

農業委員はどうせい言うの。現地確認して、紙にかいとるわけじゃけん、それ以上なんかせいなら、これをしてくれいいうたらするし、こういう結果なんです、ってわかたらええけど。何の連絡も無いのでわからん、意味が無いんかな思うて。

委員

耕作的にははずしとるじゃろ。

委員

はずしとる。

事務局

農地パトロールをしてもらって、非農地と確認できたら、農業委員会で確認して、農業委員会ではずしていって作業はできないことはないんですが、村、国も含めて方針が変わって来ているのです。非農地はあまり作らずに農地として、開墾するようだったのですが、最近是非農地は外せということなので、農地パトロールをしてもらって、非農地と確認できたら、農業委員会で確認して、非農地とってしまうという作業は出来ないことはない。

委員

減反政策がこれで無いなって、ままでなら減反政策で少しでも田んぼを残しておいたら少しでも自分所の作付けがようけになるっていう考えがようけある。中々前にすすまんだこともある。

委員

それにしても、意見を無視することはできんし、自分は田んぼじゃって思うとるしな。

委員

中にはおる。

委員

農業委員が採点して、本人の申請無しに非農地にしてしまう。

委員

結構■■■■さんとところとか非農地にして行っただが。

委員

それはみんなが見てわかる所で、みんなが見えない所。

委員

そういう所を実際にそうやっていったら。

委員

実際、網がしてあって、またさらに網があって、山の中に入ってまた下ってというような田んぼなんじゃ、わけわからんのじゃ。

委員

どっちにしても非農地にして、落としていく。

委員

特に引谷は国土調査の図面と全然違うけん、1筆が分けてあるのが1つなのに2枚に分けてあったり、さっぱり逆にわからん。むちゃくちゃなんじゃ。自分はそれを全部つないだりわけたりしとるんじゃけど、その分けたやつでも！この今回の図面でもこうだったけどこうでええか？ならわかるけど、それもなんにもないんじゃで。またしちや同じ事なんじゃで、 ところでも1筆が6, 7にわかれとる。それ毎回書いてだしとるんじゃけど、実際現地に行って見とるんなら、実際、 さんこうでしたよと言うか、毎回同じやつが1筆のやつが来るわけじゃで見てもないんかな、思うて。現地と図面はまるっきし違うけん。何カ所もある。

会長

まあ、チェックしてもろうて、それについての問題点はまた、事務局も含めて話ししましょう。

委員

それが、転作確認にも、図面のまたしちや一毎年書きよる。ここら辺に小屋があって、ここは畑でって毎年かきよる。そがえなもんかきや一えーがな。おまえわかっとなんじゃでって言われたらせないけんけど。

事務局

図面はちょっと集成図から持ってくるんで、フリーハンドで治したデータは、集成図には入ってないので、毎回新しいものを出すと集成図に基づいたものが出ますので、そこをフリーハンドで治すって作業はしてないので。

委員

2か所や3か所じゃないでな！

会長

どっちになっても減反政策がなくなったので、思い切ってこれからつぶしていく事も必要な時期なのかも、事務局ともはなしあって、大変なものよくわかります。他の地区も大変かもしれませんが、各地区については提出していただきたいなと思います。まだ今月いっぱいあります。だしてそういうところに気が付いたら指摘していただいて、取組みを含めてやっていきましょう。それでいいでしょうか、って納得がいかないでしょうが。それしか言いようがないんです。

委員

納得がいくいかんじゃの一て！今まで一言も見ましたよ！とかなんにもないんじゃで、毎回紙にかけて、ほんならおまえら回ってみいってなろう！なれとるものなら1日でできるかもしれんけど、1時間じゃまわらんで。

委員

わしらも回ってみて、所有者にここは林野化しとるけん、役場に報告するんで、役場から何か連絡あるかもしれんけん。そういう時は対応して一なって言ってるけん。その書類を農業委員会に提出するけんなって所有者に言って！出しとるでな。

事務局

法にもとづいてやっていますので、毎年申し訳ないのですが農地法農業委員会の31条にや

らないといけないと書いてあって、それからそれに基づいたもので農業者に通知するのは法に基づいた形でしか通知はできないので！法に基づかない通知を出すことはできないので、いわれている方でも法に基づかないとだせないで、何も言ってこんって人もあると思います。ただ農業委員会の皆さんに例文としてこういうのをだしますって言うのは出せるんですが、誰と誰に出したってのはできないんです。

委員

毎年同じ事を書いてださないけんと言う事じゃな。

事務局

そうです。

委員

それで、毎年同じこと書いてなおらんのんなら、書いて出す必要が無いって事じゃな。該当土地はありませんって書くしかないがな。

委員

原本がかわらんから、今みたいな話しになるんじゃないやろうで原本が変わってきていけば。

委員

言いたいのは原野って書いてあるのは、ホンマにすごい所じゃけんそれはそれで見てもらわんと、それは非農地にしてもろうてええんじゃけど、ほんまに再起不能な所を原野で書いてあるので、道端ならええけど、ま一見てもろうたらわかるわ。

事務局

小椋委員の言うように、原野を農業委員会で非農地にするんだと言う話しであれば。

委員

いや違う違う。現地を見てもろうたら、役場の人に確認してもらわんと。

事務局

役場が確認してもできないんですよ。

委員

いや、あんたがよかった事じゃないか、確かに小椋さんがよかったことじゃなってことになるんか。その返事も何もかえてないけんじゃで。道端だけなら誰でも簡単じゃで。こちらは刈りながらでも、中に入っていっとなんじゃで。こんなところでも、それでもなにも言いよんならんのん。

委員

そりゃー小椋委員の言う事はよーわかるで、でもみんなでみてまわらんなら、事務局一人で見回ってするってことは、なかなか大変なことじゃで！そこら辺もかみ合いも。

委員

そりゃー日曜日にでも回ってくれるんなら付き合おうで。平日なんてむりじゃでな。

事務局

そうなると報酬をださないといけないので、その原野って書いてあるので、これは見ようという事になるのであれば、農業委員さんに確認してもらって非農地にする。という作業になります。その辺がですね。

委員

僕は現地を見た目どおりに書いておるだけじゃで、別にどがえせいこがえせいじゃないんで。ただ現地じゃし、水稻は水稻、畑は畑って全部書いていっとる。じゃで、行ってみたらわかってくれると思うわけじゃ。

事務局

えっと、じゃあ、職員が確認にいつて、どうしようかなって思う物は農業委員さんにあげさせてもらって、最後に現地確認していただいてって流れでいいですかね。

委員

それはそれで、いいです。そうしていただければ、みんなも納得できるかな。

委員

去年僕は初めてで、どういうことなんじゃってきいたら、みんなからおかしいってところを出してもらって、事務局が現地確認して、それぞれの後の始末をします、だったんで。

事務局

それが 32 条に基づく通知です。それはやらないといけないのでやるってことです。

委員

通知だしても、今言う動いてないから、そのまま同じ事だから、現地確認して。

委員

通知出しても、向こうが応答ないんだったら、農業委員会が現地確認して一やいうて、非農地化にしていけないけんんじゃないんかな。

委員

そういう形にしていけないけん、言う話しなんです。

事務局

一応 32 条ならどうされますかって話しなんですけど、ただ、今の話しと、農業委員会で非農地にするって話しは別の話しなんで、小椋委員がいわれる状態のところは、全部非農地化していく状態なんだって事になればその都度その都度農業委員会で話しして農業委員会で非農地判断をして行くって事にしないといけないかな。小椋さんがいわれる、同じ事がおきるって事なのでちょっとその辺は話しをしていただこうかと思います。

事務局

それを、図面上だけで現地確認をせんと、非農地です。それでええんか。自分なら自分が回って。

事務局

回るのは回るんで。

委員

さっきの話してちゃんとしていこうって事で。

委員

じゃけど、何の答えも帰ってきてないで。

委員

今年以上にやるってことで。

委員

いままではそうだったけど、今度は委員会でも話しあって。

委員

農地の定義っていうか、農地をどの辺までを決めんと。田んぼなら畦畔何にもないと、これは田んぼとみなせれんどとか。ここで決めとかんと、回ってもそれは判断がしにくくなる。

委員

それは持ち主との話し合いじゃで。持ち主が田んぼでええんじゃ言うか。たんぼをしてないのであれば、休耕なのか。何で田んぼしてないんじゃってのを含めて話し合いをしていかんと。

委員

道がついたり、林道がついたりして、田んぼに水が来んって所があるんじゃ。

事務局

それはその時の管理で、田んぼである以上は出来るときにその道を作った時にするのが、農業者の責任でもあるし、施工者の責任でもある。

委員

現にそういう所があるから、回ってみて、そういうところを原野としてみなすのか。

委員

その時には出来んのんなら、原野にしますよってここで話しをしてというのが、えんだと思う。

事務局

草が生えとつても耕作したら農地に戻りますよねって言う物は非農地にならないので、遊休農をどうするのですかって話しなんで、耕作放棄地っていうのは西栗倉村の中でもそんなないんです。耕作放棄地を認めないので、遊休農地で処理してしまうので、なんで非農地にするかってのはあくまで農業委員会の中で、高木委員がいわれる、この段階なら非農地だよ、スギが埋まってる、ヒノキが有るとかだったらある一定のラインで協議をしていただくのは必要だと思います。あと水路がないので中山間には入れないけど、うまく、既設の水路を少し手入れをすれば水がいくよねって所は非農地には出来ません。なか

なか難しいですよ。その辺の判断は農業委員会で話し合いですよ。

委員

その辺を決めとかんとまわってもどうしようもないな。

委員

非農地から農地にはもどらんのか。

事務局

なんで、なかなか非農地にはできないんです。

委員

定義して、農地に戻るのであれば、一時的に非農地にすればええと思うけど。

事務局

なかなか農地を非農地にはできないです。直して戻すなら農地として管理して下さいっていうのが本筋になるので明らかにスギがうまってるとか、ホントに灌木があってもならないってのが！非農地なんです。

委員

おかしんじゃけど、耕作放棄で本人が出ていってしまったものは。

事務局

基本的な農地パトロールはほかの物に転用してないかの確認なんで、ホントはね。

委員

ここに建物が立ってるぞ！とかでしょ。

事務局

そうです。違法転用なんで。

委員

そのおかげで██████なんかは動いてくれてるんですけど、役場も動いてくれて、そっちの方は解決してキチッとしたんじゃけど、あと山奥なんて無理じゃが。道ってたトラクターなんて絶対にはいらんもん。

事務局

小椋委員のいわれるように、絶対にならんってのは農業委員会で決めてください。

委員

決めてって本人さんに聞かんと。

事務局

農業委員会に決定権はあるんで。

委員

じゃけど、■■■さんの様に遊休農地の通知出しても何の連絡も無かったらどうということなんか。パトロールの意味が一切無いのは引谷なんかないので。どういう意味なんかな、と思って。実際去年もだしとるけど、それ以来何にもない。

事務局

西栗倉では現実非農地はしてないんですけど、美作市では年間何百件かは出しているみたいですよ。

委員

じゃで、自分言いたい事は図面にだしとんじゃけん、ここを回って見たんですけど個々を農業委員会にかけますけど、どうされますって事を取りまとめしてもらわんとなにも変わらんわけじゃけん！だったら！毎年自分の頭の中にあるけん！現地までいかんでも書けるけど、毎回一応回りよるわけで、こんな状況で災害にでもなったらいけんし、てな事でまわってます。

事務局

そこは事務局でさせていただきます。

会長

ほかには。

委員

前回図面が非常に見にくいと指摘させてもらったんですけど、今回はどのページもハッキリと良く見えるのになってました。

会長

それでは、これで終わりたいと思います。萩原さん。

会長代理

それでは皆さまご苦勞様でした。8月の8日に水害の見回りには欠席しましてすみませんでした。あの稲刈りの方もはじありまして大変忙しくなります。農協の方が今日来まして、米の値段が決まらないそうです。当初は去年なみってことで、コシが若干下がることを聞きましたし、高木君に収量はどんな？と聞いたんですが！今年は少ないぞ！と言われたので、少しがっかりしております。

籾の量が少ない！

たぶん、今年はこれだけ照って水がなかったら！米が細いと思う！！見た目より少ないと思う。

量がちーとありゃーな！たしょうは期待できるであらうけど。

それでは、みなさん終わりたいと思いますので、ご苦勞様でした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
